

# 被災された方のための 生活支援情報

第17号  
平成23年12月7日  
仙台市震災復興室

TEL 214・8579 FAX 268・4311  
〒980-8671 仙台市青葉区国分町3-7-1

## り災証明の受け付けは12月28日で終了 します

り災証明の申請受け付けは、12月28日(水)で終了します。また、各種支援窓口の受け付け時間も次のとおり一部変更します。各種被災者支援制度の申請に、り災証明が必要な場合がありますので、お早めの手続きをお願いします。

	場所	時間	受付期間等
①り災証明	市役所本庁舎1階ギャラリールーホール	9:00~17:30 (土・日曜日、祝休日は9:00~16:30)	12月28日(水)まで
	アエル5階	9:00~17:00	
②災害義援金・被災者生活再建支援制度など	市役所本庁舎1階ギャラリールーホール	9:00~17:30 (土・日曜日、祝休日は9:00~16:30)	12月29日(木)~1月3日(火)はお休みします。 1月4日(水)以降は平日のみの受け付け(市役所本庁舎1階ギャラリールーホールの受け付け時間は9:00~16:30)となります
	区役所・宮城総合支所	9:00~16:30	
③住宅の応急修理	市役所本庁舎1階ギャラリールーホール	9:00~17:30 (土・日曜日、祝休日は9:00~16:30)	

また、被災者支援情報ダイヤル(☎214・3805)および義援金等相談ダイヤル(☎214・8488)は、1月4日(水)以降は平日(9:00~17:00)のみの受け付けとなります。

**問い合わせ** ①区役所・宮城総合支所固定資産税課、秋保総合支所税務住民課(☎は下欄)、②義援金等相談ダイヤル☎214・8488、③住宅の応急修理コールセンター ☎0120・055・150

## 津波の塩害による枯死木の伐採・撤去を行います

津波浸水区域において塩害により枯損し、倒木の恐

れのある枯死木について、申請により、市が伐採・撤去を行います。

◆対象=次の①~④のすべてに該当する樹木。①津波浸水区域内にある ②樹高が5m以上 ③枯れており、倒木の危険がある ④所有者が個人または中小企業者★1である

★1中小企業者…中小企業基本法に定める「中小企業者」およびこれに準じる公益法人等

※伐採樹木の選定は、後日行う事前立ち会いで決定します。現場条件によっては伐採できない場合がありますので、ご了承ください。また、以下のものは対象外となります

- ・竹の伐採・撤去
- ・除根

◆受付期間=12月1日(木)~平成24年1月31日(火)

◆受付場所=宮城野区役所、若林区役所、太白区役所の損壊家屋解体窓口

◆必要書類など、詳しくはお問い合わせください

**問い合わせ** 損壊家屋等の解体撤去専用ダイヤル☎263・8590 (9:00~17:00)

## 東部地区の道路の災害復旧工事には 1月以降に着手します

震災で被災した東部地区の道路のうち、地区の幹線道路となる県道塩釜亘理線およびこれに接続する県道については、平成24年1月以降に災害復旧工事に着手する予定です。また、既在市道のうち主要なものについても、順次、復旧工事をを行う予定です。

皆様にはご不便をお掛けしますが、ご理解くださいますようお願いいたします。

**問い合わせ** 道路管理課☎214・8381

### 市役所・区役所などの電話番号

仙台市役所 ☎261・1111(代)	太白区役所 ☎247・1111(代)
青葉区役所 ☎225・7211(代)	泉区役所 ☎372・3111(代)
宮城野区役所 ☎291・2111(代)	宮城総合支所 ☎392・2111(代)
若林区役所 ☎282・1111(代)	秋保総合支所 ☎399・2111(代)

### 仙台市ホームページ

<http://www.city.sendai.jp/>

### 仙台市携帯電話用ホームページ

<http://www.city.sendai.jp/m/>

## 個人市県民税の減免について

震災により、お住まいになっていた住宅が被害を受け、り災証明書において被害の程度が半壊以上の判定を受けた方について、平成22年中の合計所得金額が1,000万円以下の場合には、個人市県民税が申請により減免となります。

### ◆受付場所

- ・個人市県民税を給与・年金からの引き落としで納めている方：市役所二日町第二仮庁舎（MSビル二日町）2階法人税務課
- ・個人市県民税を納税通知書や口座振替により納めている方：納税通知書を発行した区役所・宮城総合支所税務課、秋保総合支所税務住民課

※申請は郵送でも受け付けます。詳しくはお問い合わせください

◆提出書類＝①減免申請書（区役所等の申請窓口で配布するほか、市ホームページからも取り出せます）

②り災証明書の写し（発行申請は市役所本庁舎1階ギャラリーホールまたはアエル5階で、12月28日(水)まで受け付けています） ③税額通知書または納税通知書（郵送で申請する場合には、写しを添付）

※申請窓口にお越しの際は、印鑑もお持ちください

**問い合わせ** 区役所・宮城総合支所税務課、秋保総合支所税務住民課（☎は裏面下欄）、財政局法人税務課 ☎214・1009

## 被災した自動車・軽自動車の税に関するお知らせ

被災した自動車・軽自動車の課税停止の手続きはお済みですか

震災により、所有している自動車・軽自動車等が使用不能や所在不明になった場合は、申請をいただくことにより、平成23年度からの自動車税・軽自動車税を課税しません。該当する車両等について課税されている場合は、必要な手続きについてお問い合わせください。

自動車取得税・自動車税・軽自動車税の非課税措置について

震災により滅失または損壊し、使用不能となった自動車・軽自動車等を買替えた場合に、買替えた自動車の自動車取得税および平成23年度～平成25年度の自動車税・軽自動車税が、申請により非課税となる場合があります。要件等について、詳しくはお問い合わせください。

### 問い合わせ

◇自動車取得税・自動車税について

仙台南県税事務所 ☎248・2961、仙台中央県税事務所 ☎715・0623、仙台北県税事務所 ☎275・9116

◇軽自動車税について

区役所・宮城総合支所税務課、秋保総合支所税務住民課（☎は裏面下欄）

いけがき

## 生垣づくり助成事業をご利用ください

市街化区域内の道路に面した場所に生け垣をつくる場合には、市が助成します。既存のブロック塀を撤去して生け垣をつくる際には、撤去費用も助成対象となる場合があります。いずれも着手前の申請が必要です。

地震による倒壊の危険が少なく、緑豊かな街並みをつくる生け垣づくりに、ぜひご活用ください。

◆対象＝個人または事業者が、市街化区域内において、道路<sup>★2</sup>から容易に視認できる奥行き10m以内の場所（隣接境界を除く）に生け垣をつくる場合や、それに伴うブロック塀等の撤去の費用

★2道路…国道、県道、市道等の公道及び不特定多数者が通行する私道

◆助成基準＝次の①～⑤のすべてを満たすこと。①植栽延長が5m以上 ②樹高が60cm以上 ③樹木の本数が1m当たり2本以上 ④構造物の内側に設置する場合は、構造物の高さが50cm以下 ⑤生け垣とフェンスの併用は可。ただし、道路から生け垣が容易に見えること（遮へい率が50%未満）

◆助成額＝植栽費用<sup>★3</sup>の半額。ただし、植栽樹木1本当たり2,500円、全体で15万円が上限。ブロック塀撤去は塀面積1㎡当たり4,000円、全体で15万円が上限

★3植栽費用…苗木や支柱等の購入費、土壤改良費。業者施工の場合は人件費・諸経費を含みます

◆受付期間＝毎年度2月末日まで。ただし、申請内容を審査するため、着手予定日の3週間前までに申請してください。また、予算がなくなり次第、受け付けを終了しますので、お早めにご相談ください

### ◆提出書類

[申請時] ①申請書（区役所街並み形成課、宮城総合支所公園課、秋保総合支所建設課で配布しているほか、市ホームページからも取り出せます） ②見積書 ③事業計画図 ④位置図 ⑤事業前の写真

[完了時] ①事業完了報告書 ②事業後の写真 ③領収書の写し（対象部分の金額が明示されているもの）

◆受付場所＝生け垣をつくる区の区役所街並み形成課

**問い合わせ** 区役所街並み形成課（☎は裏面下欄）